

○神戸市クリーニング業法に基づく営業者が講ずべき措置を定める条例

平成24年12月20日

条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第3条第3項第6号の規定に基づき、営業者が講じなければならない措置を定めるものとする。

(営業者が講ずべき措置)

第2条 クリーニング業法第3条第3項第6号に規定する条例で定める必要な措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 作業場は、一般住居に使用する部分及び他の営業に使用する部分と隔壁等により区分し、作業に適当な広さを有すること。
- (2) 床面は、清掃しやすい材質、構造とすること。
- (3) 洗い場の周壁で水の飛散する箇所は、コンクリート、タイル等の不浸透性材料とすること。
- (4) 洗濯物の整理及び保管をする戸棚、容器等を設け、洗濯物は、処理過程の区分を表示した戸棚、容器等により整理及び保管をすること。
- (5) 洗濯物の処理のために使用する洗剤、染み抜き剤等は、適正に保管すること。
- (6) 洗濯の終わらないものの処理は、洗濯又は仕上げが終わったものを汚染しないような場所で行うこと。
- (7) 排水溝は、常に清掃し、完全に汚水を排水できるようにしておくこと。
- (8) ねずみ、昆虫等の駆除に努めること。
- (9) 洗濯に使用する水は、清浄な水を使用すること。
- (10) 霧吹き作業は、噴霧器を使用して行うこと。
- (11) 有機溶剤を使用して洗濯、染み抜き等の処理を行うクリーニング所にあっては、前各号に掲げるもののほか、次の措置を講ずること。
  - ア 有機溶剤の保管及び取扱いは、適正に行うこと。
  - イ 有機溶剤を使用する洗濯機は、定期に点検し、及び適正に管理すること。
  - ウ 有機溶剤を使用する作業場には、換気上有効な機械換気設備を設けるこ

と。

エ 有機溶剤を使用して染み抜き等の処理を行う場合は、局所排気装置を設けること。

(12) 法第3条第3項第5号に規定する洗濯物（以下「指定洗濯物」という。）を取り扱うクリーニング所にあっては、第1号から第10号までに掲げるもののほか、次の措置を講ずること。

ア 指定洗濯物の消毒が終わるまでの処理は、指定洗濯物処理場（指定洗濯物の処理を専用に行う場所をいう。以下同じ。）で行うこと。

イ 指定洗濯物処理場で使用する機械及び器具は、定期に消毒を行うこと。

ウ 指定洗濯物処理場には、流水式手洗い設備及び手指の消毒設備を設け、作業終了後手指の消毒を行うこと。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。